令和5年度

食品衛生検査所業務年報

神戸市健康局

健康局保健所食品衛生検査所令和6年11月

目 次

I 食品衛生検	査所の概要		
1 沿革及び言	主要関係事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• 1
2 業務内容・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		• 3
	人員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• 4
4 予 算・		•	• 4
5 主要備品・		•	• 5
	央卸売市場(本場および東部市場)の概要並びに		
	食品衛生検査所の位置と平面図・・・・・・	•	• 6
Ⅱ 令和5年度	き食品衛生検査所の事業結果		
1 事業計画は	および主要事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・		• 9
2 監視指導・		•	• 9
		•	• 9
4 衛生教育及	及び自主管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1 1
5 視察及び見	見学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1 1
			
【表 1】	令和5年度事業計画一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1 2
【表 2】	令和5年度収去計画一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
【表 3】	市場内食品衛生関係施設数及び監視指導件数・・・・・・・		
【表 4】	違反食品等の流通調査・措置一覧表・・・・・・・・・・		
【表 5】	監視指導票交付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
【表 6】	検査品目・項目別検査件数・・・・・・・・・・・・・		
【表 7】	輸入食品の検査品目・項目別検査結果・・・・・・・・・		
【表 8】	生食用鮮魚介類の微生物検査結果(場外加工品)・・・・・		
【表 9】	鮮魚切り身等の微生物検査結果(場内加工品)・・・・・		
	生食用かきの微生物検査結果・・・・・・・・・・・・		
	┃ 貝毒検査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	┃ 魚介類のPCB検査結果・・・・・・・・・・・・・・		
= : =	魚介類の水銀検査結果・・・・・・・・・・・・・・		
	湯煮品の微生物検査結果・・・・・・・・・・・・・・		
	野菜類の残留農薬検査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
= : =	果実類の残留農薬検査結果・・・・・・・・・・・・・		
	農薬の検査項目一覧及び検出された農薬一覧・・・・・・		
	果実類の防ばい剤検査結果・・・・・・・・・・・・・		
【表19】	┃ 「食品衛生の日」実施結果・・・・・・・・・・・・・	•	3 3

I. 食品衛生検査所の概要

1 沿革及び主要関係事項

- 昭和 7年 神戸市中央卸売市場業務開始
- 昭和23年 終戦後米軍の衛生管理下にあって、兵庫県の食品衛生監視員2名が駐在する。
- 昭和25年 兵庫県より神戸市への一部権限委譲に伴い、市職員により中央卸売市場衛生監視員詰所 として引き継ぐ(4月1日)。
- 昭和29年 原爆マグロ事件によるマグロの放射能測定業務のため強化されたが、その終息とともに 消滅する
- 昭和35年 ゲルトネル食中毒事件の多発に伴い、恒久的な性格を有し、食品等の監視指導ならびに 試験検査を実施するため、衛生局環境衛生課の出先として、中央卸売市場食品衛生検査 室が設置される(48 ㎡)。
- 昭和37年 卸売場階にあった施設が特設A棟2階へ移転(77.5 m²)。
- 昭和39年 検査室拡張される(180 ㎡)。
- 昭和44年 機構改革により「神戸市食品衛生検査所」として3類事業所となる(5月1日)。 また、東部市場の開設に伴い、東部分室を設置する(11月11日:66 ㎡)。
- 昭和44年 機構改革により「神戸市食品衛生検査所」として3類事業所となる(5月1日)。 また、東部市場の開設に伴い、東部分室を設置する(11月11日:66 m²)。
- 昭和45年 食品衛生検査車「あじさい1号」の誕生により、その検査を実施する。
- 昭和47年 機構改革により2類事業所となり(4月1日)、本場に中央検査係、東部市場に東部検 査係をおく。検査車も検査所所属となる。 PCBによる環境汚染問題が表面化し、魚介類のPCB検査に着手する。
- 昭和48年 第3水俣病の報道に伴い、魚介類の水銀検査に着手する。また、業務量の増大に伴って、中央・東部とも拡張する(中央247㎡、東部198㎡)。
- 昭和49年 機構改革により、検査車は公衆衛生課所属となる。
- 昭和50年 AF-2の禁止に伴い、微生物検査の充実を図るため、中央・東部とも微生物検査室の 改修を行う。魚介類の重金属検査に着手する。
- 昭和52年 東部検査係長事務取扱いとして、衛生局主幹配置される。有田コレラ事件発生。
- 昭和53年 北海道産の一部のホタテ貝に高濃度の麻痺性貝毒が検出される。
- 昭和54年 ホタテ貝の出荷自主規制が行われる。(中腸腺を除去したホタテ貝が流通する)
- 昭和55年 タイ国産の輸入冷凍エビからコレラ菌が検出される。
- 昭和56年 東部検査係の施設を拡張整備する(231 m²)。
- 昭和57年 BHAのラットに対する発がん性が問題となる。抗菌性物質の検査に着手する。
- 昭和58年 本場新卸売場棟完成に伴い、中央検査係の施設を同2階へ移転拡張する(10月11日: 485 ㎡)。
- 昭和59年 生食用魚介類の重点的検査に着手する。からしれんこんによるボツリヌス集団中毒発生。
- 昭和60年 TBTO(ビストリブチルスズオキシド)検査に着手する。
- 昭和61年 ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故発生する。
- 昭和63年 東部検査係の施設を拡張整備する(330 ㎡)。
- 平成 元年 放射能測定器を設置し、食品の放射能検査に着手する。
- 平成 3年 三河湾産アサリの一部から規制値を超えた麻痺性貝毒が検出される。食品添加物の表示 方法が全面改正される。
- 平成 4年 農薬残留基準の大幅改正にともない検査を強化する。
- 平成 6年 食品の日付表示制度が製造年月日より期限日表示に改正される。
- 平成 7年 1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震(マグニチュード7.3、最大震度 7)により甚大な被害を受ける。これを教訓にして独自の「防災マニュアル」を策定する。避難者に支給される弁当による食中毒の発生を防止するため、支給が続いた8月中旬まで、これらの微生物検査を重点的に実施する。
- 平成 8年 組織改正により衛生局が保健福祉局となり、保健福祉局健康部食品衛生検査所となる。 腸管出血性大腸菌 0157 による食中毒が全国的に発生したため、市場衛生対策を実施す るとともに、0157 検査機器を整備し検査を開始する。

- 平成 9年 窒素系農薬 11 項目を追加し、残留農薬検査を強化する。
- 平成10年 醤油漬けいくらを原因とする腸管出血性大腸菌O157による食中毒が発生する。
- 平成11年 腸炎ビブリオ (03:K6) を原因とする食中毒が多発し、汚染実態調査など腸炎ビブリオ 対策を強化する。
- 平成12年 乳製品を原因とする大規模な黄色ブドウ球菌エンテロトキシン食中毒が発生する。
- 平成13年 生食用鮮魚介類に腸炎ビブリオ等の規格基準が設定されたことを受け、監視指導および 収去検査を強化する。
- 平成14年 中国産青果物の相次ぐ残留農薬基準違反、国内における無登録農薬の使用などにより、 青果物の残留農薬検査を強化する。
- 平成15年 マグロ低温競り売り場の新設工事が実施される(本場、16年5月供用開始)。
- 平成 16 年 残留農薬等のポジティブリスト制度の施行を控え、検査対象農薬の拡充についての検討 を開始する。
- 平成 18 年 組織改正により、2係体制が廃止される。これに伴い、東部市場内の事務所の床面積を 3/5 に縮小させ 198 ㎡とする。 残留農薬等のポジティブリスト制度が施行され、検査対象農薬を拡充する。 ノロウイルス感染症が多発し、生かきの取扱量が激減する。
- 平成19年 組織改正により、保健福祉局健康部と保健所の両方に属することになり、事務分掌規則 が改正される。
- 平成 20 年 神戸市中央卸売場本場の新加工場が完成。 中国産冷凍餃子による農薬健康被害事件、中国産冷凍ウナギ蒲焼の産地偽装事件が起きる。 非食用の事故米穀が不正規流通する事件が発生する。
- 平成21年 新型インフルエンザの流行に伴い、危機管理対策を実施した。
- 平成22年 4月に宮崎県で口蹄疫が発生し、大量の家畜が殺処分される。

れた。

- 平成23年 3月に発生した東北地方太平洋沖地震(マグニチュード9)の影響で、福島原子力発電所のメルトダウン事故が発生し大量の放射性物質が環境中に放出され、食品への汚染を引き起こした。まず生食用食肉について規格基準と表示基準が定められ、続いて牛乳、食品一般についても規格基準が定められた。 0157対策の一環として牛肉の生食規制が強化された。
- 平成24年 前年から始まった食品中の放射性物質検査が全国の検査機関で継続されることとなった。 クドアに関する検査法や対応が定められ、クドア等の寄生虫が食中毒病因物質に追加さ
- 平成 25 年 新しい神戸市生活衛生システムが導入され、監視・検査データの一元的管理化が図られた
- 平成26年 食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針が改正され段階的なHACCP導入が図られた。
- 平成27年 4月1日に食品表示法が施行された。6月12日に生食用豚肉の提供が禁止された。
- 平成 28 年 愛知県で1月に廃棄食品が横流しされ市場に流通する事件が発生した。 10月に質量分析器付ガスクロマトグラフ測定装置をより高感度なタンデム型の装置に 更新した。
 - 10月27日に過酸化水素の規格基準が一部改正され、「釜揚げしらす」及び「しらす干し」に対する使用基準が新たに設定された。
- 平成29年 刻み海苔を原因とした大規模ノロウイルス食中毒事件が和歌山県、東京都の学校等で発生した。
 - アニサキスを原因とする一部食中毒事例がマスコミ等で取り上げられ、中央卸売市場に おける鮮魚の流通にも影響が生じた。
 - 平成29年9月1日に新たな加工食品の原料原産地表示制度を定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第43号)が公布・施行され、全ての加工食品の原材料の産地又は製造地の表示が義務づけられた。
- 平成30年 食をとりまく環境変化や国際化などに対応するため食品衛生法が大幅改正され、HACCP に沿った衛生管理の制度化、国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設などが定められた。

令和 2年 組織改正により保健福祉局が健康局となり、健康局保健所食品衛生検査所となる。

新型コロナウイルスの世界的な流行により4月7日 兵庫県を含む7都府県が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言実施区域に指定された。この後、感染は拡大と収束を繰り返す。

感染予防対策としてマスクの着用、手洗いの徹底、飲食店の営業自粛等があり、この年 の食中毒発生件数も減少した。

令和 3年 改正食品衛生法が令和3年6月1日に施行され、営業許可制度の見直し、営業届出制度 の創設、HACCPに沿った衛生管理の義務化が行われた。

令和 5年 5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症となった。

2 業務内容

(1) 監 視 業 務

(イ) 早朝監視

午前3時30分より午前8時まで、鮮魚介類・塩干物・青果物の各競り売り場、仲卸店舗、食品加工施設及び関連店舗において食品の取扱い等に係る総合的監視を行うとともに、食品の収去検査を実施している。

(口) 平常監視

午前8時45分以降は、上記施設以外に飲食店等も対象施設として、定期的に監視指導及び収去 検査を実施している。

(2) 試験検査業務

(イ) 収 去 検 査

収去した食品の微生物検査、食品添加物・環境汚染物質・残留農薬・防ばい剤等の理化学検査 及び毒性検査を実施し、その結果に基づき行政指導を行っている。

(口) 依頼検査

市場内の営業者から依頼を受けた検査を実施している。

(ハ) 調査研究

行政上必要なデータを得るための実態調査及び技術研鑽のための調査研究を行っている。

(3) 衛生教育

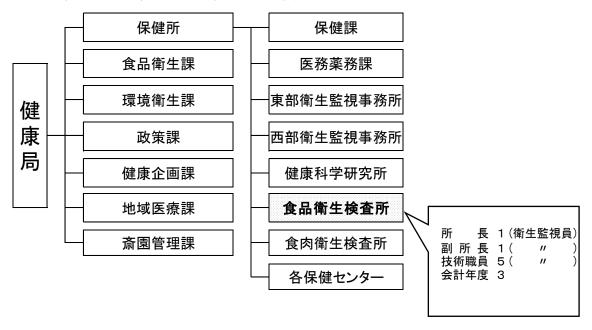
市場内の営業者及び従業員に対し、衛生意識の高揚と衛生水準の向上を図るための衛生教育を実施するとともに、法改正等に伴う講習会を実施している。

(4) 市場見学者への啓発

学校関係者等の市場見学者に対し、検査所内への見学受入や食品衛生に関する講義を実施している。

3 組織及び人員配置(令和5年度)

令和5年5月



4 予 算 (令和5年度)

(単位 千円)

費目	経常予算	GLP関連予算
需用費	4, 203	2, 130
(1)医薬材料費	2, 025	307
(2)修繕費	283	1, 823
(3) その他	1, 895	_
役務費	863	396
使用料及び賃貸料	15, 901	_
(1)家屋借上料	11, 932	_
(2)一般使用料等	3, 874	_
(3) その他	9 5	_
備品購入費	4, 231	_

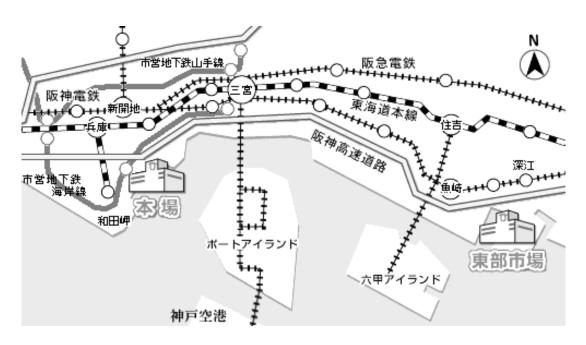
5 主 要 備 品

(令和6年3月末現在)

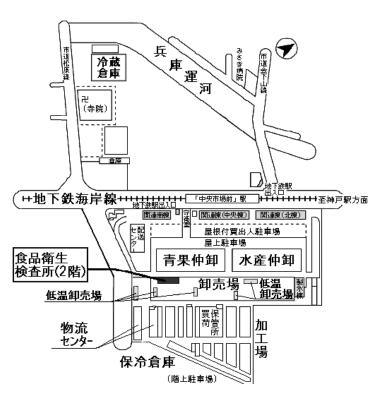
主 要 備 品 名	本場内	東部市場内
FPD、FID付ガスクロマトグラフ	1	_
ECD付ガスクロマトグラフ	2	_
ガスクロマトグラフ用 水 素 発 生 装 置	2	_
ガスクロマトグラフ質量分析計(タンデム型)	1	_
高速液体クロマトグラフ	2	_
水銀濃度計	1	_
可視紫外分光光度計	1	_
高感度微量過酸化水素分析計	1	_
サーマルサイクラー	2	
シンチレーションサーベイメータ	1	_
オートクレーブ	3	_
乾 熱 滅 菌 器	1	_
ストマッカー	1	_
インキュベーター	5	_
顕 微 鏡	2	_
電子天秤	7	2
中心温度計・反射型温度計	3	2
рН メ ー タ ー	1	_
遠 心 分 離 器	2	_
ロータリーエバポレーター	4	_
振とう機	1	_
ホモジナイザー	4	_
乾燥機	2	_
冷蔵庫	6	1
冷凍庫	5	1
恒 温 水 槽	3	_
超音波洗浄器	6	_

6 神戸市中央卸売市場 (本場および東部市場)の概要並びに食品衛生検査所の位置と 平面図

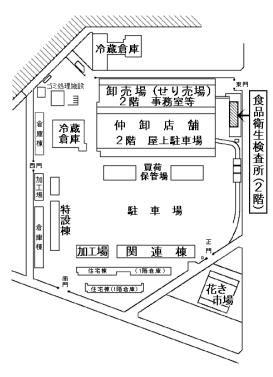
(1) 神戸市中央卸売市場 (本場および東部市場)の位置



(2) 本場施設配置図



(3) 東部市場配置図



(3) 神戸市中央卸売市場主要施設面積(本場および東部市場) 令和6年4月1日現在

市場別		
	本場	東部市場
区分	単位: m²	単位: m²
敷 地 面 積	124, 785	117, 437
建物延面積	141, 034	78, 206
卸 売 場	16, 820	10, 296
仲 卸 売 場	16, 089	8, 467
買荷保管所兼積込所	7, 395	1, 944
駐車場(うち建物部分)	54, 233 (53, 233)	31, 685 (11, 650)
倉 庫	7, 281	5, 163
冷蔵庫	13, 936	8, 933
管 理 事 務 所	1, 437	264
関係業者事務所	12, 209	4, 904
農水産物加工場	5, 722	2, 149
関連商品売場	4, 558	3, 461

(4) 関係業者数

令和6年4月1日現在

市	場 別			本	場	3			東	台	部	市	場	
\ \ <u> </u>	区 分	青月	と お と と と と と と と と と と と と と と と と と と	水産		- ح		青月			物部		そ	
業種類	訓	野菜	果実	生鮮水産物	加工水産物	の他関連事業者	計	野菜	果実	生鮮水産物	加工水産物	花き部	の他関連事業者	計
卸売	業者		1	ć	3	_	4]	1		2	1	_	4
仲 卸	業者	22	12	18	9	_	62	17	10	11	8	3	_	49
売買参	加者	1	4	į	5		19	4	1	-		369		373
関連事	業者	_	_	_	_	39	39	_	_	_	_	_	41	41

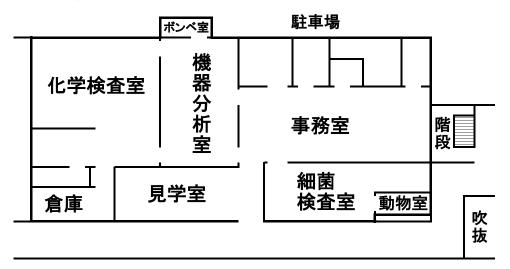
(5) 部門別取扱高(令和5年1月~令和5年12月)

上段:数量 トン 下段:金額 百万円

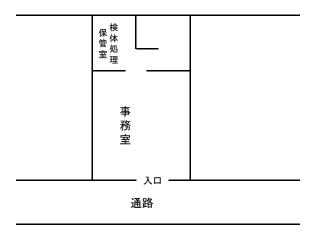
部門	青	果	物		水産	色 物			
市場別	野菜	果	1111111	鮮魚	冷凍	加 工	11 11	合計	花き
本場	67, 404 16, 291	17, 808 8, 884	•	8, 442 13, 309	6, 908 9, 339	-	24, 932 38, 340	110, 145 63, 514	
東部市場	22, 452 5, 397	7, 176 3, 486		2, 128 2, 965	471 707	3, 660 3, 545	6, 259 7, 217	35, 888 16, 099	34, 354 2, 935

(6) 食品衛生検査所平面図

本場(面積:480㎡)



東部市場(面積:66㎡)



Ⅱ. 令和5年度 食品衛生検査所の事業結果

1. 事業計画および主要事業の概要

中央卸売市場を流通する食品や、市場内で製造・加工される食品の安全・衛生を確保し、食の安心を守るため、①食中毒予防対策 ②食品中の残留農薬対策 ③食品添加物対策 ④食品中の環境汚染物質対策を基本柱とし、監視及び収去検査を実施する計画とした。【表1】令和5年度事業計画一覧表、【表2】令和5年度収去計画一覧表

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより外食需要が回復するなど食品の安定供給が極めて重要になり、それを担う中央卸売市場の役割も増大した。このため、①青果物の残留農薬対策②生食用鮮魚介類対策③加工食品の添加物対策を主要事業と位置づけ、監視指導及び食品の検査を次のとおり実施した。

2. 監視指導

食品の流通拠点である中央卸売市場において、開市日には次のとおり施設及び食品の衛生監視を実施し、違反食品、不良食品が小売店等に流通することがないように努めた(対象施設数、監視指導件数は【表3】のとおり)。

(1) 早朝監視

競り開始前の午前3時30分から鮮魚貝類、塩干物、青果物の各競り売り場、仲卸店舗、関連店舗を重点的に監視し、食品の衛生的取扱い、温度管理の徹底、有毒魚介類の排除及び不適正表示改善の指導等を行った。併せて食品の収去検査を実施した。

(2) 平常監視

午前8時45分以降は、市場内の飲食店、食品加工施設を中心に、食品の衛生的取扱いや施設の改善について指導や啓発を行い、施設の拭き取り検査を併せて実施した。冬期には、フグ、生カキの取り扱いについての監視指導を実施した。監視時に不適正表示が認められた食品はなかったが、市内外で発見された違反・不良食品に関する情報収集や流通調査、販売中止・回収・廃棄の指導を実施した。【表4-1】、【表4-2】、【表5】

3. 収去検査

(1) 収去検査結果の概要と違反食品

令和5年度は、市場内を流通する食品や、市場内で製造加工された食品等の収去検査を 590 件 (うち輸入品19件) 実施した。

このうち 453 件(うち輸入品 6 件) について、腸管出血性大腸菌 O157 18 件、黄色ブドウ球菌 238 件、腸炎ビブリオ 26 件、サルモネラ属菌 21 件を含む 978 項目 (うち輸入品 20 項目) の微生物検査を実施した。【表6】、【表7】

また、590 件のうち 548 件(うち輸入品 15 件) について、15,031 項目(うち輸入品 981 項目)の理化学検査を実施した。【表6】、【表7】

令和5年度は、表示違反、添加物の使用基準違反はなかったが、衛生上好ましくない検査結果であった食品については監視指導票を交付し、改善指導した。【表4-3】、【表5】

(2) 生食用鮮魚介類(生食用かきを除く)の検査

鮮魚介類の生食による腸炎ビブリオ食中毒予防のため、ウニやホタテ貝柱などの加工済み生食用 鮮魚介類及び市場内で加工された鮮魚切り身等の微生物検査を実施した。

令和5年度は、加工済み生食用鮮魚介類としてホタテ貝柱2件及び開き赤貝1件並びに市場内で加工された鮮魚切り身16件(マグロ)を検査したが、生食用鮮魚介類の成分規格である腸炎ビブリオ最確数100/gを超えたものはなかった。【表8】、【図1】および【表9】、【図2】

(3) 生食用かきの検査

11月から1月までの間、生食用かき4件について規格検査を実施し、全ての検体について基準値内であることを確認した。【表10】、【図3】また、黄色ブドウ球菌及びノロウイルスの検査を行い、全て陰性であった(ノロウイルスは神戸市健康科学研究所で検査)。さらに、早朝監視時に生食用かきの品温測定、表示確認を実施した。

(4) 貝毒検査

早朝監視時には、各産地から通知される毒化情報にもとづいて二枚貝の入荷規制を行うほか、特に毒化傾向が強まる3月から5月にかけては、監視に加えて貝毒の検査も行っている。

令和5年度は、アサリ、ハマグリの2件について麻痺性及び下痢性貝毒の検査を行ったが、規制値を超えて検出されたものはなかった。【表11】

(5) 魚介類のPCB検査結果

13種14件の魚介類について検査を実施したが、暫定的規制値を超えたものはなく、すべて定量下限値(0.1ppm)未満であった。【表12】

(6) 魚介類の水銀検査

21種27件の魚介類について総水銀検査を実施した。【表13】

規制値が適用される魚介類のうち、スズキ1件、マダイ1件で0.4ppmを超える総水銀が検出されたが、調査に必要な試料匹数を確保できなかったため参考検査とした。

(7) 湯煮品の微生物検査結果

魚介類をボイル等により加工したいわゆる湯煮品は、製造後は再加熱調理されずにそのまま喫食されるため、加熱後の放冷時、包装工程、流通過程での取扱いに特に注意を要する食品である。そのため、早朝監視時に湯煮品の取扱い状況を監視するとともに収去検査を実施し、その結果に基づいて取扱業者に指導を行っている。検査結果が『細菌数 10 万/g 以下、E. coli 陰性、黄色ブドウ球菌陰性』(神戸市食品衛生監視指導計画に基づく推奨値)を満たさないものについてはその都度、卸売会社に対し、低温流通等の衛生的取扱い及び製造者への製造過程等の改善要請について指導している。

令和5年度は、しらす干し(ちりめん)計5件について検査を実施し、すべてが推奨値未満であった。【表14】

(8) 野菜・果実類の残留農薬検査

野菜類 44 件、果実類 27 件(うち輸入品 4 件)の計 71 件について残留農薬検査を実施した。検査項目数は、GC-MSMS分析項目が 169、LC-MSMS分析項目が 70 の計 239 である。【表15】、【表16】、【表17-1】

うち、野菜類 11 件**【表15】**、および果実類 17 件(うち輸入品 4 件)**【表16】**から農薬が検出されたが、規格基準違反はなかった。**【表17-2**】

また、かんきつ類3件・バナナ1件について防ばい剤の検査を実施したが、使用基準を超えたものはなく、表示も適正であった。【表18】

4. 衛生教育及び自主管理の推進

(1) 衛 生 教 育

効果的な手洗いに関する啓発など、食中毒防止対策を中心とした衛生講習会を夏期に開催し、食品衛生意識の高揚と衛生水準の向上を図った。

(2) 自主管理の推進

市場内の食品製造加工施設がHACCPを用いた衛生管理手法による自主管理を行うよう、夏期の衛生講習会や日常的な相談業務を通じて啓発に努めた。また、「食品衛生の日」(令和5年度は6回実施)に施設の巡回指導を行った。【表19】

5. 視察及び見学

消費者や学校関係者に対して市場における食品衛生検査所の役割や業務の内容について説明と案内を行うとともに、食品衛生に関する講義も行った。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、令和元年度以前と同程度の見学があった。

見学者	回数
消費者 (婦人会、自治会、消費者学級等)	7
学校関係 (小・中・高・大学生等)	14
行政関係者 (国内自治体等)	2
計	23

6. 令和5年度事業結果関係諸表 【表1】令和5年度 事業計画一覧表

四半期		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
	月	4月 5月 6月	7月 8月 9月	10月 11月 12月	1月 2月 3月			
	特別対策	₹ 夏期食	品対策 >	← 年末食品対策 →				
	炎 ビ ガ リ 防	★ 毒化貝類の監視、★ 南方産魚介類、有★ 湯煮品、加工食品★ 食品の衛生的取扱	 ★ 生食用鮮魚介類監視、収去検査 → 生カキ・フグ監視・ノロウイル ★ 毒化貝類の監視、収去検査 → ・					
主	残留農薬 対策	← 農産物等の残留農薬	 E・防ばい剤検査および 静	殿収集	>			
要	食品添加 物対策	← 食品全般こついて監	 説・収去検査・指導、表 	 示・添加物不正使用取り 	 締まり 			
事	環境汚染 物質対策	← 魚介類のPCB・フ	 	1 見、収去検査 	>			
業	施設衛生 自主管理	← 市場内流通食品の監	- 設、加工場、荷受等場内 視、指導、検査、情報の 注管理・自主的衛生活動 	収集、データの解析	> >			
	GLPの 推進改善	← 標準作業書の整備・ 農薬検査法の妥当性	改善、機器点検記録の実 評価への取り組み 	施と改善、精度管理の実 	- 施			
	業務連携 調査研究	(近畿食品衛生検査所 【年度集計・業務年幸		- 国食品衛生検査所協議会) データの解析、調査研究 -	】【事業計画】			
業態	水産卸売 仲卸施設	「食品衛生の日」の 【有毒魚介類、環境弱 ・ 生鮮魚介類の衛生的		 生カキ・フグ取扱監視、指導 検査	├────────────────────────────────────			
別	塩干卸売 仲卸施設	「食品衛生の日」の 【夏期食品対策】 (そ	活用(巡回指導) — うざい類、焼物、湯煮品	などの監視、指導・検査	>			
監	青果卸売 仲卸施設		乳等の表示の監視指導・4					
視		← 「食品衛生の日」の						
指導	加工場	食品の指導 【食中毒対策】 食品衛生検査、衛生		自主衛生管理の指導	} ────────────────────────────────────			
検査	給食施設 飲食店 喫茶店	「食品衛生の日」の活【食中毒対策】食品衛生検査、衛生		自主衛生管理の指	· 導 → →			
等	関連施設	•	・ 法検査・衛生的取扱い監 食品衛生の日」の活用(3		<u> </u>			

【表2】令和5年度 収去計画一覧表

		微生物	検査	理化学検	理化学検査		
	収去品目	検査種類	件数	検査種類	件数		
鮮魚介類		小 計	35	小 計	110		
	生食用鮮魚介類	規格細菌	10				
	(H.A. T.)	規格細菌	5				
	生カキ (生食用)	ノロウイルス ※1	5				
	二枚貝			貝毒	10		
	その他魚介類	一般細菌 ※2	15	環境汚染物質 ※5.6	100		
冷凍食品		規格細菌	20				
魚介類加工	· Ha	小 計	275	小 計	255		
	魚肉練り製品	規格細菌	240	保存料・甘味料等	240		
	魚介乾製品		5	保存料・甘味料等	5		
	湯煮品	一般細菌	20				
	魚介類惣菜等	一般細菌	10	保存料・甘味料等	10		
肉卵類加工	· Ha	小 計	50	小 計	80		
	食肉製品	規格細菌	10	保存料・甘味料・発色剤	10		
	肉卵類惣菜等	一般細菌	70	保存料・甘味料・発色剤	70		
穀類加工品	(めん類等)	一般細菌	50	殺菌料	50		
野菜果物及	びその加工品	小 計	140	小 計	180		
	野菜・果物	食中毒菌 ※3	30	残留農薬・防ばい剤	100		
	漬物・乾製品	一般細菌	10	保存料・甘味料	20		
	豆腐	一般細菌	40	保存料・甘味料			
	野菜果物惣菜類	一般細菌	60	保存料・甘味料・漂白剤	60		
菓子類		一般細菌	50	保存料・甘味料	50		
清涼飲料水		規格細菌		保存料・甘味料			
その他の食	·品	小 計	40	小計	20		
	弁当類	一般細菌	20				
	その他惣菜類	一般細菌	10	保存料・甘味料	10		
	その他 ※4	一般細菌	10	保存料・甘味料	10		
氷雪		規格細菌	2				
	合 計	662		745			

※5 二枚貝、養殖魚、生食用かき等を検査する検体と重複※6 放射性物質検査(環境保健研究所へ依頼)を含む

^{※1} ノロウイルス検査は健康科学研究所へ依頼 ※2 鮮魚切り身等 ※3 腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ属菌等 ※4 その他加工品、調味料等

【表3】市場内食品衛生関係施設数(令和6年3月31日現在)及び監視指導件数

		市場	本	場	東	部
		項目 業種	施設数	監視指導 件数	施設数	監視指導 件数
		飲食店営業	10	32	5	10
		菓子製造業	0	0	1	2
		魚介類販売業	19	650	4	501
	食	魚介類せり売業	2	216	0	2
	品衛	食品の冷凍又は冷蔵業	1	0	0	0
	生法	喫茶店営業	0	0	2	4
	改 正	乳類販売業	0	0	0	0
	前	食肉処理業	0	0	1	0
		食肉販売業	1	2	2	1
営		そうざい製造業	6	1	5	0
業許		氷雪製造業	1	0	1	0
可業		飲食店営業	5	57	4	18
種		食肉販売業	0	0	1	3
		魚介類販売業	25	695	19	559
	法改正後	魚介類競り売り営業	2	13	2	262
		食肉処理業	0	0	1	3
		食肉製品製造業	0	0	1	0
		水産製品製造業	2	119	1	0
		豆腐製造業	1	0	0	0
		そうざい製造業	1	0	2	0
		食品の小分け業	1	0	0	0
		小 計	77	1, 785	52	1, 365
		魚介類販売業(包装のみ)	2	0	1	0
		食肉販売業(包装のみ)	1	0	2	0
		乳類販売業	4	0	2	0
漟	Í	野菜果物販売業	21	665	11	768
業 届	Ē	米穀販売業	0	0	1	0
出 第	É	その他の食料・飲料販売業	2	0	3	0
種	Ī	農産保存食料品製造・加工業	0	0	1	0
		その他の食料品製造・加工業	1	0	2	0
		その他	0	0	4	0
		小計	31	665	27	768
外 条 等 等	(届の	野菜果物販売業	1	0	1	4
^寸 種)以	出他対	野菜果物販売業 食品販売業(その他)	4	449	2	508
		合 計 業種については、改正食品衛生法施	113	2, 899	82	2, 645

【表4-1】違反食品等の措置一覧表 (監視時発見分)

 違反食品 該当なし

2. 不良食品

該当なし

【表4-2】違反食品等の流通調査一覧表

No	調査開始日	対象食品	市場	対象 事業者	内容
1	R5.9.6	赤貝	本場	卸•仲卸	成分規格を超える腸炎ビブリオ検出
2	R5.9.28	グレープフルーツ、 ネーブルオレンジ	東部	仲卸	検出されない添加物を表示
3	R5.12.19	ブルーベリー	東部	仲卸	農薬の基準値超過
7	R5.12.29	活ひらめ	東部	仲卸	抗菌剤の基準値超過

【表4-3】 違反食品等の措置一覧表 (収去検査時発見分)

1. 違反食品

該当なし0

2. 不良食品

No	品 名 (分 類)	収去·発見 年 月 日	包装形態	不 適 内 容 等	措置	不適の原因 (推定)	発見 場所
1	キハダマグロ(生食用)	R5.4.4		黄色ブドウ球菌陽性	指導票交付	不明	本場
Ľ	(鮮魚貝類)	110.4.4		火しノーノが固物に	加工工程の改善要請	1.61	7.30
2	厚揚げ	DE 7.11	合成樹脂製袋入	細菌数不適	指導票交付	7.00	東部
2	(豆腐)	R5.7.11	古风倒旧裘衣八	和因奴仆迥	製造工程の改善指導	不明	果即

【表5】監視指導票交付状況

No	交付日	対象食品·対象事案	内容(不適事項または指導事項)	発見場所
1	R5.4.11	キハダマグロ(生食用)	製造者への改善を要請(黄色ブドウ球菌不適)	本場
2	R5.7.18	ササミ・レバー・砂肝等	中心部まで十分に加熱して販売・提供することを要請	東部
3	R5.7.29	油揚げ	製造者への改善を要請(細菌数不適)	東部
4	R5.9.7	韓国産赤貝(生食用)	販売先氏名及び住所、連絡先、販売月日、販売数量等について報告を要請	本場
5	R5.9.7	韓国産赤貝(生食用)	販売先氏名及び住所、連絡先、販売月日、販売数量等について報告を要請	本場
6	R5.9.7	韓国産赤貝(生食用)	販売先氏名及び住所、連絡先、販売月日、販売数量等について報告を要請	本場
7	R5.9.7	韓国産赤貝(生食用)	販売先氏名及び住所、連絡先、販売月日、販売数量等について報告を要請	本場
8	R5.12.20	生鮮ブルーベリー	販売先氏名及び住所、連絡先、販売月日、販売数 量等について報告を要請	東部

_[:	表6】検査品目・項	目別検	查	件数				1							
	検査品目							魚							
		総		魚		冷 凍		介類		肉 そ 卵 の		乳 乳 製 類		穀 そ の	
			違	介	違	食	違	加	違	類 加 及 工	違	品加 及工	違	類 加 「及 工	違
	検査項目	数	反件数	類	反件数	品	反件数	品品	反件数	び品	反件数	び品	反件数	び品	反件数
	 収去件数	590		58		5		205		81				46	
	検 査 件 数	453		36		5		205		81				44	
	検 査 項 目 合 計	978		123		15		240		242				130	
微	細 菌 数	240	+	32		2		18		78				43	
生	大腸菌(群)	274		7		3		193		1				22	
	大 腸 菌 (E.coli)	157		25		2		12		80				22	
物	腸管出血性大腸菌 O 1 5 7 黄 色 ブ ド ウ 球 菌	238	+	32		5		14		80				43	
検	黄色ブドウ球菌腸炎ビブリオ	230	+	23		3		3		80				43	
査	サルモネラ属菌	21		23				3		3					
	その他の細菌	<u> </u>													
	ノロウイルス	4	L	4											
	検 査 件 数	549		30		5		192		81				46	
	検 査 項 目 合 計	15,031		57		15		581		244			Ш	373	
	保 存 料	828				10		384		162				88	
	甘 味 料	414				5		192		81				44	
	着 色 料														
	過酸化水素														
理	酸化防止剂							4							
	発 色 剤 漂 白 剤	5	 					1		1				2	
化	漂 白 剤 品質保持剤	0						ı						2	
	抗生物質														
学	合成抗菌剂	7		7											
	P C B	19	+	19											
検	水 銀	27		27											
	有機スズ化合物														
査	残 留 農 薬	10,981												169	
	残 留 農 薬 (2)	2,722												70	
	防ばい剤	18													
	T T C - 7 7 1														
	下 痢 性 貝 毒 麻 ひ 性 貝 毒	2		2											
	麻ひ性貝毒その他の理化学	+											H		
	放射性物質検査														
現場	過 酸 化 水 素	1													
場検	保 存 温 度	1													
査	その他現場検査	+											Ц		
	6条														
違	12条2項	+													
反内	13条2項 	+													
容	13条3項 18条2項	+													
	19条														
hr	営業禁止処分			t											
処分	製品廃棄命令														
内	改善命 令														
容	その他の処分														
+#	始末 書口頭説諭														
措置	指 導 票 交 付			1										1	
	その他														

ノロウイルス、残留農薬(2)、下痢性貝毒、放射性物質の検査は健康科学研究所に依頼

	₩ *□□	野		清					器	
	検査品目	菜そ ・の	菓	「涼飲料水及び 酒精飲料 違反件!			レ缶 ト詰	そ の	具・	±
		果加 —	子	料物厂	氷 雪 _油	水	ル・ ト瓶 _漳	他のった。	容	手 指
		物工 及品 反	違 類 反 件	水料 違 及	反	違反件		食反	湿 定 件	等 違 反
	検査項目	び 件 数	件数	び 件 数	件 数	件 数	食品 件数	品 件 数	装 件 数	件 数
	収 去 件 数	146	48					1		
	検 査 件 数	34	48							
	検査項目合計	84	144							
微	細菌数	16	48							
生	大腸菌(群) 大腸菌(E.coli)	10 6	38 10							
物	腸管出血性大腸菌O157	18	10							
	黄色ブドウ球菌	16	48							
検	腸炎ビブリオ									
査	サ ル モ ネ ラ 属 菌	18								
	その他の細菌									
	ノロウイルス									
	検 査 件 数	146	48					1		
	検査項目合計	13,612	146					3		
	保 存 料	86	96					2		
	甘 味 料	43	48					1		
	着 色 料 殺 菌 料									
	酸化防止剂									
理	発 色 剤									
	漂 白 剤	1	2							
化	品 質 保 持 剤									
	抗 生 物 質									
学	合 成 抗 菌 剤									
17	P C B									
検	水銀									
査	有機スズ化合物									
H	残留農薬	10,812								
	残留農薬(2)防ばい剤	2,652								
	T T C - テスト	10								
	下痢性貝毒									
	麻 ひ 性 貝 毒									
	その他の理化学									
現	放射性物質検査									
場	過酸化水素 保存温度									
検査	その他現場検査									
_	6条									
,_	10条									
違反	11条2項									
内	11条3項									
容	18条2項									
	19条									
処	営業禁止処分									
分	製品廃棄命令									
内容	改善命令									
H	その他の処分									
措	始末書口頭説諭									
置	指導票交付									
ш	その他 ノロウイルス 残密農薬(2)			- 14 -		<u> </u>	L			

ノロウイルス、残留農薬(2)、下痢性貝毒、放射性物質の検査は健康科学研究所に依頼

【表7】輸入食品の検査品目・項目別検査結果(再掲)

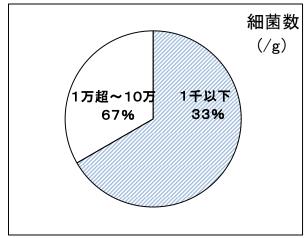
K I								- 1		
									野	
検査品目	総		魚		∞		魚		菜そ	
					冷 凍		介「		・の	
		違	介	違	食	違		違	果加	違
	数	反	類	反	品	反		反	物 工 及 品	反
検 査 項 目	奴	件数	規	件数		件数	l I	件 数	びこ	件数
		奴		奴		奴		奴	O.	奴
収 去 件 数	19		4		1		2		12	
	6		3		1		2		0	
					3		6		0	
<u>検 査 項 目 合 計 </u>	<u>20</u> 6		<u>11</u> 3		1		2		0	
十 唱	1		0		0		1		0	
生	5		3		1		1		0	
物 腸管出血性大腸菌の157	0		0		0		0		0	
黄色ブドウ球菌	6		3		1		2		0	
検 腸 炎 ビ ブ リ オ	2		2		0		0		0	
サルチカラ屋苺	0		0		0		0		0	
査 クルヒホク属 函 その他の細菌	0		0		0		0		0	
ノ ロ ウ イ ル ス	0		0		0		0		0	
検査件数	15		2		1		0		12	
検査項目合計	981		4		3		0		974	
保存料	10		0		2		0		8	
甘味料	5		0		1		0		4	
着色料	0		0		0		0		0	
温融ルルま	0		0		0		0		0	
理酸化防止剂	0		0		0		0		0	
発 色 剤	0		0		0		0		0	
化漂白剂	0		0		0		0		0	
品質保持剤	0		0		0		0		0	
垃 生 物 哲	0		0		0		0		0	
学 合 成 抗 菌 剤	0		0		0		0		0	
P C B	2		2		0		0		0	
検水銀	2		2		0		0		0	
有機スズ化合物	0		0		0		0		0	
· 残留農薬	672		0		0		0		672	
一	272		0		0		0		272	
防ばい剤	18		0		0		0		18	
T T C - テスト	0		0		0		0		0	
下 痢 性 貝 毒	0		0		0		0		0	
麻 ひ 性 貝 毒	0		0		0		0		0	
その他の理化学	0		0		0		0		0	
現過酸化水素										
横 休 任 温 及										
査 その他現場検査										
6条										
違 12条										
反 13条2項										
内 13条3項 容 18条2項										
10/12/3										
19条										
<u>如</u> 営業禁止処分										
分製品廃棄命令										
内 改善命令										
(0) 15 0) 25 //										
描										

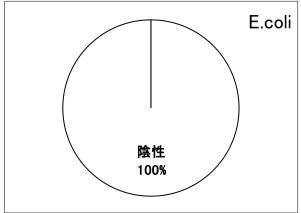
ノロウイルス、残留農薬(2)、下痢性貝毒、放射性物質の検査は健康科学研究所に依頼

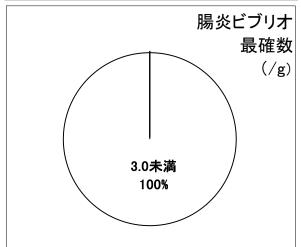
【表8】生食用鮮魚介類の微生物検査結果(場外加工品)



【図1】生食用鮮魚介類微生物検査結果分布図







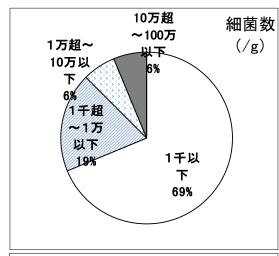
【表9】鮮魚切り身等の微生物検査結果(場内加工品)

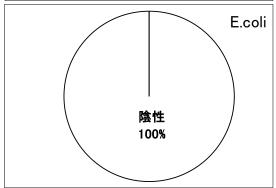
(表内の数字は検体数) そ 品 マ 件 グ 検 目 の 数 切 査 IJ 他 合 身 X 項 X 計 2 数 目 16 0 16 検出値 1千以下 11 0 11 細 3 0 3 1千超~1万以下 菌 1 0 1 1万超~10万以下 数 10万超~100万以下 1 0 1 (/g)100万超 0 0 0 0 16 陰性 16 E.coli 0 0 0 陽性 腸 最 炎 確 3.0未満 16 0 16 数 ブ リ (/g) 3.0以上 0 0 0 オ

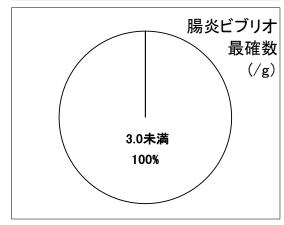
※1 マグロ専門仲卸店舗・加工場加工品

※2 加工場等で加工された鮮魚切り身

【図2】鮮魚切り身等の微生物検査結果分布図







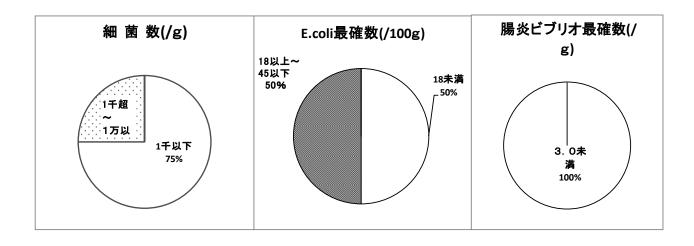
【表10】生食用かきの微生物検査結果

【表10】生食用かきの微生物検査結果

				各基を				細	菌	数			E. co	li最	確数		腸	炎ビ	ブリァ	才 最研	笙数
収	検	件	細	E.	保	表			(/g))			(/	′100 g	g)				(/g)		
	査			С		示				違	反				違	反					違反
	検			0	存			1千	1万	5万	10万		18	45	230	1千		3. 0	10	45	100
去	体		菌	1		違		超	超	超	超		以上	超	超	超		以上	超	超	超
	144			i	温	反	≀	₹	≀	\	₹	≀	₹	≀	₹	₹	≀	₹	≀	₹	\ \
	数			最			1千	1万	5万	10万		18	45	230	1千		3. 0	10	45	100	
月		数	数	確数	度		以下	以下	以下	以下		未満	以下	以下	以下		未満	以下	以下	以下	
11月	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
12月	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
1月	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0
計	4	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	2	2	0	0	0	4	0	0	0	0

[※]生食用かきの成分規格は細菌数50,000以下/g、E.coli最確数230以下/100g、腸炎ビブリオ最確数100以下/g。 保存基準は10℃以下(冷凍かきを除く)。

【図3】 生食用かきの微生物検査結果分布



【表11】貝毒検査結果

貝の種類 産地	千葉県	北海道	計
ハマグリ	0/1	-	0/1
アサリ	-	0/1	0/1
合 計	0/1	0/1	0/4

※ 検査実施時期:3,4月

検査項目は下痢性貝毒及び麻痺性貝毒

表中の数字は、違反件数/検査件数

規制値

下痢性貝毒: 0.16mgオカダ酸当量/kgを超えない

麻痺性貝毒:4MU/gを超えない

【表12】魚介類のPCB検査結果

	漁獲海域	第	1 海	域	第	2 海	域	第	3 海	域	第	4 海	域	第	5 海	域						
			阪						防													
	PCB		戸内			戸内			-	灘			~ _	遠洋	∮ •そ(の他	全	海 :	域	=1	最	最
No	検出値		宇野−7 伊 水								Н.	本 近	海	⇒	€ 55	±				計	小値	大値
	(ppm)		17			 		豆 (南·津	後 水 t々目-		,			ء	毫 列	₫					1世	1世
	魚介類名		≦0.5			≦0.5						≦0.5	≦1	≦0.1	≦0.5	≦1	≦0.1	≦0.5	≦1	(件)	(ppm)	(ppm)
1	イサキ	1															1			1	n.d.	n.d.
2	イトヨリダイ							1									1			1	n.d.	n.d.
3	カマス										1						1			1	n.d.	n.d.
4	メジナ	1															1			1	n.d.	n.d.
5	クロダイ	1															1			1	n.d.	n.d.
6	サゴシ										1						1			1	n.d.	n.d.
7	スズキ										1						1			1	n.d.	n.d.
8	タチウオ										1						1			1	n.d.	n.d.
9	ハモ	1															1			1	n.d.	n.d.
10	マサバ										1						1			1	n.d.	n.d.
11	マダイ	2															2			2	n.d.	n.d.
12	マナガツオ										1						1			1	n.d.	n.d.
13	33ワ(クロマグロ)										1						1			1	n.d.	n.d.
	合計	6	0	0	0	0	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	14	0	0	14		

魚介類に残留するPCBの暫定的規制値(単位:ppm); 内海内湾(内水面を含む)魚介類(可食部):3 遠洋沖合魚介類(可食部):0.5

※検出値0.1未満はn.d.(検出限界以下)とした

※サゴシはサワラの全長60cm以下のものをいう

※ヨコワはクロマグロの幼魚を指す

【表13】魚介類の総水銀検査結果

			Α :	海域	t	Е	3 海	域		C	海域	t		D ;	毎 均	į						備	考	1
	漁獲海域		瀬戸	内海		有	明	海									,		<u>.</u>			最	最	
No	総水銀		大队	仮 湾		島	· 原:	湾	その	D他 E	∃本₺	í海	輔	俞 入物	ı·養	禃	Ε	È ∄	# .	域	計 (件)	/]\	大	
	検出値(ppm)		紀伊	水道		ハ	(代:	海													(1+)	値	値	
	魚介類名	≦0.1	≦0.2	≦0.4	>0.4	≦0.1	≦0.2	≦0.4	≦0.1	≦0.2	≦0.4	>0.4	≦0.1	≦0.2	≦0.4	>0.4	≦0.1	≦0.2	≦0.4	>0.4		(ppm)	(ppm)	
1	アサリ								1								1				1	0.02	0.02	
2	イサキ	1															1				1	0.05	0.05	
3	イトヨリダイ		1															1			1	0.18	0.18	
4	カマス									1								1			1	0.12	0.12	
5	クロダイ		1															1			1	0.13	0.13	
6	サゴシ								1								1				1	0.09	0.09	
7	シマアジ (養殖)														1				1		1	0.30	0.30]
8	スズキ											1								1	1	0.61	0.61	*:
9	タチウオ								1								1				1	0.09	0.09	
10	ハマグリ								1								1				1	0.04	0.04	
11	ハマチ (養殖)													2				2			2	0.13	0.16	
12	ハモ		1															1			1	0.14	0.14	
13	ヒラメ (養殖)												1				1				1	0.08	0.08	1
14	マサバ									1								1			1	0.13	0.13	1
15	マダイ		1		1													1		1	2	0.15	0.68	*:
16	マナガツオ	1															1				1	0.09	0.09	1
17	メジナ	1															1				1	0.03	0.03]
18	ヨコワ (クロマグロ)	1															1				1	0.10	0.10]
19	生食用かき	3							1								4				4	n.d.	0.02]
20	生食用ホタテ貝柱								2								2				2	n.d.	n.d.]
21	生食用赤貝開き												1				1				1	0.02	0.02]
	合 計	7	4		1				7	2		1	2	2	1		16	8	1	2	27			

n.d. は0.01ppm未満

- *「サゴシ」はサワラの体長60cm未満とした。
- *「ハマチ」はブリの体長40cm以上60cm未満とした。 *「ヨコワ」はクロマグロの幼魚を指す

魚介類の水銀の暫定的規制値(単位ppm): 総水銀:0.4 メチル水銀:0.3 (水銀として) ただし、マグロ類(マグロ、カジキおよびカツオ)及び内水面水域の河川産の魚介類(湖沼産の魚介類は含まない)、並びに 深海性魚介類等(メヌケ類、キンメダイ、ギンダラ、ベニズワイガニ、エッチュウバイガイ及びサメ類)については適用しない。

**No.9 スズキ および No.16 マダイのうち1検体については水銀の暫定的規制値を超過したが、調査に必要な試料匹数を確保できなかったため参考検査とした

【表14】湯煮品の微生物検査結果

(表中の数字は検体数)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10 1/(1+3/()
検	品名	ちし
査		らりす
項	数数	干めし、
目	菌数	<u></u>
	300以下	1
細	300超~1千以下	0
菌	1千超~1万以下	0
数	1万超~10万以下	2
(/g)	10万超	1
E	.coli陽性数	0
黄色ブト	ジウ球菌陽性数	0

【表15】野菜類の残留農薬検査結果

		収	生産地	松木		検出値	甘淮店
No.	作物名	去	または	検査	検出農薬		基準値
		月	出荷地	項目数		(ppm)	(ppm)
1	アスパラガス	5	熊本	169			
2	アスパラガス	6	香川	169			
3	アスパラガス	2	香川	239			
4	おくら	8	香川	249			
5	カリフラワー	3	徳島	169			
6	かんしょ	12	大分	169			
7	かんしょ	2	徳島	169			
8	キャベツ	3	兵庫	239			
9	きゅうり	7	愛媛	239			
10	きゅうり	11	徳島	239	クロルフェナビル	0.03	0.5
11	* + ^ +	1	行図	220	シペルメトリン	0.29	6
11	こまつな	1	福岡	239	シアゾファミド	0.06	15
12	こまつな	3	兵庫	239			
13	さやえんどう	5	兵庫	169			
14	さやえんどう	1	和歌山	239			
15	ししとう	3	高知	169	クロルフェナビル	0.16	5
16	しゅんぎく	12	福岡	169	テフルトリン	0.01	1
17	すいか	5	熊本	239			
18	すいか	6	愛知	239			
19	ズッキーニ	8	長野	179			
00		-	E #2	220	クロルフェナビル	0.07	3
20	セロリ	7	長野	239	アゾキシストロビン	0.07	30
21	そらまめ	3	鹿児島	169			
22	だいこん	1	長崎	239			
23	だいこん	1	徳島	169			
24	たまねぎ	7	兵庫	169			
25	とうもろこし	6	長崎	239			
26	トムト	6	兵庫	239			
27	トムト	7	北海道	169			
28	トムト	2	熊本	169			
29	ながいも	3	北海道	169			
30	なす	5	徳島	169	プロシミドン	0.07	5
31	なす	11	福岡	239			
					プロチオホス	0.02	0.2
20) - ×	1	岩网	220	フルジオキソニル	0.08	2
32	にら	1	福岡	239	ブプロフェジン	0.33	1
					クレソキシムメチル	0.02	25
33	にんじん	12	香川	239	トリフルラリン	0.01	1

	作物名	収 去 月	生産地 または 出荷地	検査 項目数	検出農薬	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)
34	ねぎ	12	鳥取	239			
35	はくさい	12	茨城	239	ボスカリド	0.01	5
36	はくさい	3	長崎	169			
37	ばれいしょ	6	長崎	239			
38	ピーマン	1	鹿児島	169	ナプロパミド プロシミドン マラチオン	0.03 0.13 0.01	0.1 10 0.5
39	ブロッコリー	1	兵庫	169			
40	みずな	12	福岡	169	トリフルラリン	0.02	0.05
41	レタス	7	長野	239			
42	レタス	2	兵庫	169			
43	れんこん	2	岡山	169			
44	菜の花	2	香川	239			

【表16】果実類の残留農薬検査結果

		収	生産地			 	甘淮店
No.	作物名	去	または	検査	検出農薬	検出値	基準値
		月	出荷地	項目数		(ppm)	(ppm)
1	あまなつみかん	5	鹿児島	239			
2	いちご	5	福岡	169	クレソキシムメチル	0.24	5
					ミクロブタニル	0.03	0.8
3	いちご	6	香川	239	アクリナトリン	0.02	0.3
					ノバルロン	0.01	2
4	いちご	1	兵庫	239			
5	いちご	3	長崎	239	ジエトフェンカルブ	0.18	5
6	伊予柑	1	愛媛	169	メチダチオン	0.17	5
					ピリメタニル	2.50	10
7	オレンジ	11	オーストラリア	239	フルジオキソニル	0.30	10
1	1000	11	3-21797	239	ペンディメタリン	0.01	0.03
					クロチアニジン	0.01	2
					クレソキシムメチル	0.06	1
8	キウイ	1	和歌山	169	ブプロフェジン	0.21	15
					ペルメトリン	0.10	10
			de ID de	020	シプロジニル	0.01	3
9	キンカン	2	鹿児島	239	シラフルオフェン	0.06	3
			-to	222	ピラクロストロビン	0.03	2
10	グレープフルーツ	11	南アフリカ	239	メトキシフェノシド	0.02	3
11	すもも	8	山梨	179			
12	大将季	2	鹿児島	239			
13	デコポン	3	和歌山	169	メチダチオン	0.07	5
14	なし	8	佐賀	249			
15	なし	8	石川	179			
			f===#. I	1.00	テブコナゾール	0.05	5
16	はっさく	1	和歌山	169	フェニトロチオン	0.01	10
17	バナナ	11	フィリピン	239	オキシフルオルフェン	0.01	0.1
10	\0.10 \	-	## F71	020	テブコナゾール	0.03	10
18	ぶどう	7	福岡	239	シフルトリン	0.01	2
					フルジオキソニル	0.04	5
					テブコナゾール	0.01	10
19	ぶどう	8	広島	249	イミダクロプリド	0.13	3
					アゾキシストロビン	0.18	10
					シプロジニル	0.16	5
20	4 4	7	和歌山	239			
21	* *	7	山梨	169			
22	りんご	7	青森	169			
23	りんご	12	長野	169	シペルメトリン	0.04	2
0.1		4.4	2.5	000	フルジオキソニル	1.47	10
24	レモン	11	チリ	239	アゾキシストロビン	1.40	10
25	温州みかん	11	和歌山	239	メチダチオン	0.08	5
26	温州みかん	12	熊本	239			
					クレソキシムメチル	0.01	5
27	柿	12	奈良	239	シペルメトリン	0.02	1
	1				クロチアニジン		

【表17-1】検査項目一覧

	169 項目	239 項目
BHC ※1	0	0
DDT ※2	00	00
EPN XMC	0	0
アクリナトリン	0	0
アザコナゾール	Ö	Ö
アジンホスメチル		0
アセトクロール	0	0
アゾキシストロビン アトラジン	0	0
アニロホス	0	0
アラクロール	0	Ö
アラマイト		0
アルジカルブ		0
アルドキシカルブ イサゾホス	0	0
イソキサフルトール		0
イソプロカルブ	0	Ö
イソプロチオラン	0	0
イプロバリカルブ		0
イプロベンホス イマザリル	0	0
イミダクロプリド		0
インダノファン		0
インドキサカルブ		0
ウニコナゾールP	0	0
エスプロカルブ	0	0
エタルフルラリンエチオン	0	0
上ナイノエンホス	0	0
エトフェンプロックス	Ö	Ö
エトプロホス	0	0
エトリムホス エンドリン	0	0
オキサジアゾン	0	0
オキサジキシル	0	0
オキサジクロメホン		0
オキサミル		0
オキシフルオルフェン オリザリン	0	0
カズサホス	0	0
カフェンストロール	0	0
カルバリル		Ō
カルフェントラゾンエチル	0	0
カルプロパミド カルボキシン	0	0
キナルホス	0	0
キノキシフェン	0	0
キントゼン	0	0
クミルロン		0
クレソキシムメチル	0	0
クロキントセットメキシル クロチアニジン		0
クロマゾン	0	0
クロマフェノジド		0
クロメプロップ		0
クロリダゾン	_	0
クロルピリホス クロルピリホスメチル	00	0
クロルフェナピル	0	0
クロルフェンソン	0	0
クロルフェンビンホス ※3	0	00
クロルプロファム	00	0
クロルベンシド クロルベンジレート	00	0
クロロクスロン		0
クロロクスロン シアゾファミド		0
シアナジン	0	0
シアノホス ジウロン	0	0
ジエトフェンカルブ	0	0
ジクロフェンチオン	0	Ö
ジクロホップメチル	0	0
シハロトリン	0	0
シハロホップブチル ジフェナミド	0	0
シフルトリン	0	0
ジフルフェエニカン	0	0
シフルフェナミド		0
ジフルベンズロン		0
シブロコナソール	0	0
シプロジニル シペルメトリン	0	0
シマジン	0	0
シメコナゾール		Ö

20	100 000			
	169	239		
	項目	項目		
ジメタメトリン	0	0		
ジメチリモール		0		
ジメチルビンホス ※3	0	0		
ジメテナミド	0	0		
ジメテナミド ジメトエート	ŏ	ŏ		
ジ外モルフ	+ Ŭ	Ö		
シメトリン	0	0		
ジメピペレート				
	0	0		
シラフルオフェン		0		
スピノサド		0		
ダイアジノン	0	0		
ダイアレート		0		
ダイムロン		0		
チアクロプリド		0		
チアベンダゾール		Ō		
チア外キサム		Ö		
チオベンカルブ	0	0		
チオメトン		0		
ナイストン	0			
チフルザミド	0	0		
ディルドリン ※4	0	0		
テクナゼン	0	0		
テトラクロルビンホス	0	0		
テトラコナゾール	0	0		
lテトラジホン	Ō	0		
テニルクロール	Ö	Ö		
テブコナゾール	ŏ	0		
テブチウロン	Τ –	0		
, フ , フロン ニゴコー パパ	1			
テブフェノジド	+ ~	0		
テブフェンピラド	0	0		
テフルトリン	0	0		
テフルベンズロン		0		
テルブトリン	0	0		
テルブホス	0	0		
トリアジメホン	Ō	Ō		
トリアゾホス	Ö	Ö		
トリアレート	Ö	0		
トリデモルフ	_	0		
トリブホス	0	0		
トリフルムロン	0	0		
トリフルラリン	0	0		
トルクロホスメチル	0	0		
ナプロアニリド		0		
ナプロパミド	0	0		
ニトロタールイソプロピル	Ō	Ō		
ノバルロン		0		
ノルフルラゾン	0			
		0		
パクロブトラゾール	0	0		
ハルフェンプロックス	0	0		
ピコリナフェン	0	0		
ビテルタノール	0	0		
ビフェノックス ビフェントリン	0	0		
ビフェントリン	0	0		
ピペロホス	0	0		
ピラクロストロビン		Ö		
ピラクロストロビン ピラクロホス	0	0		
ピラゾホス				
ピニコルコーン・エエル	0	0		
ピラフルフェンエチル	0	0		
ピリダフェンチオン	0	0		
ピリダベン	0	0		
ピリブチカルブ	0	0		
ピリプロキシフェン	0	0		
ピリミカーブ		0		
ピリミノバックメチル ※3	0	Ō		
ピリミホスメチル	Ö	Ö		
ピリメタニル	Ö	Ö		
ピロキロン				
	0	0		
ビンクロゾリン	0	0		
フィプロニル	0	0		
フェナミホス	0	0		
フェナリモル	0	0		
フェニトロチオン	0	0		
フェノキシカルブ		Ō		
フェノチオカルブ	0	Ö		
フェノブカルブ	⊤	Ö		
フェリムゾン	 			
	1	0		
フェンアミドン	-	0		
フェンスルホチオン	0	0		
フェンチオン	0	0		
フェントエート	0	0		
フェンバレレート	0	0		
フェンピロキシメート	1	0		
フェンプロパトリン	0	Ö		
フェンプロピモルフ	 0	0		
フェンノロレビルノ	+			
フェンメディファム	_	0		
フサライド	0	0		

	169	239
	項目	項目
ブタクロール	0	0
ブタフェナシル		0
ブタミホス ブピリメート	0	0
ブピリメート	0	0
ブプロフェジン	0	0
フラムプロップメチル フルアクリピリム フルキンコナゾール	0	0
フルナン・コーン・コ	0	0
フルギンコナケールフルジオキソニル	00	00
フルシトリネート	0	0
フルトラニル	0	0
フルバリネート	0	0
フルフェナセット		Ö
フルフェノクスロン		0
フルミオキサジン	0	0
フルリドン		0
プレチラクロール	0	0
プロシミドン	00	0
プロチオホス	0	0
プロパキザホップ		0
プロパクロール	0	0
プロパジン プロパニル	0	0
プロパニル	0	0
プロパホス	0	0
プロピコナゾール	0	0
プロピザミド	0	0
プロヒドロジャスモン	0	0
プロフェノホス	0	0
ブロマシル プロメトリン	0	0
ブロモブチド	0	0
ブロモプロピレート	0	0
ブロモホス	00	00
ヘキサコナゾール	00	00
ヘキサジノン	0	0
ヘキサフルムロン		0
ヘキシチアゾクス		0
ベナラキシル	0	0
ベノキサコール	0	Ō
ヘプタクロル	0	0
ペルメトリン	0	0
ペンコナゾール ペンシクロン ベンダイオカルブ	0	0
ペンシクロン		0
ベンダイオカルブ		0
ペンディメタリン	0	0
ペントキサゾン		0
ベンフルラリン	0	0
ベンフレセート	0	0
ボラカルバ	0	0
ボスカリド		0
ホスメット	00	0
ホレート	0	00
マラチオン	0	0
ミクロブタニル	0	0
メチダチオン	0	00
メトキシクロール	00	0
外キシフェノジド		0
<u> </u>	0	Ö
メビンホス	00	0
メフェナセット	0	0
メフェンピルジェチル	000	Ó
メプロニル	Ö	Ö
モノリニュロン		0
ラクトフェン		00000
リニュロン		0
ルフェヌロン		0
レスメトリン	0	00
レナシル	0	0

- %1 α -BHC、 β -BHC、 δ -BHC、 γ -BHCの総和 %2 DDD及びDDEを含む %3 (E)体、(Z)体の和 %4 アルドリンを含む

令和6年3月末現在

【表17-2】検出された農薬一覧

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	_	
No.	農薬名	検出作物名	検出値 (ppm)	検出作物に おける基準値 (ppm)
1	アクリナトリン	いちご	0.02	0.3
		ぶどう	0.18	10
2	アゾキシストロビン	レモン	1.40	10
		セロリ	0.07	30
3	イミダクロプリド	ぶどう	0.13	3
4	オキシフルオルフェン	バナナ	0.01	0.1
		いちご	0.24	5
_		キウイ	0.06	1.0
5	クレソキシムメチル	柿	0.01	5
		にら	0.02	25
-		オレンジ	0.01	2
6	クロチアニジン	柿	0.03	0.5
		きゅうり	0.03	0.5
7	クロルフェナビル	ししとう	0.16	5
		セロリ	0.07	3
8	シアゾファミド	こまつな	0.06	15
9	ジエトフェンカルブ	いちご	0.18	5
10	シフルトリン	ぶどう	0.01	2
11	\(\sigma_1 \sigma_2 \sigma_1 \sigma_2	キンカン	0.01	3
11	シプロジニル	ぶどう	0.16	5
		りんご	0.04	2
12	シペルメトリン	柿	0.02	1
		こまつな	0.29	6
13	シラフルオフェン	キンカン	0.06	3
		はっさく	0.05	5
	テブコナゾール	ぶどう	0.03	10
14		ぶどう	0.01	10
15	テフルトリン	しゅんぎく	0.01	1
	トリフルラリン	にんじん	0.01	1
16	F y / / / y \	みずな	0.02	0.05
17	ナプロパミド	ピーマン	0.03	0.1
18	ノバルロン	いちご	0.01	2
19	ピラクロストロビン	グレープフルーツ	0.03	2
20	ピリメタニル	オレンジ	2.50	10

No.	農薬名	検出作物名	検出値 (ppm)	検出作物に おける基準値 (ppm)
21	フェニトロチオン	はっさく	0.01	10
00	ブプロフェジン	キウイ	0.21	15.0
22		にら	0.33	1
		オレンジ	0.30	10
00	フルジオキソニル	ぶどう	0.04	5
23		レモン	1.47	10
		にら	0.08	2
24	プロシミドン	なす	0.07	5
24		ピーマン 0.1	0.13	10
25	プロチオホス	にら	0.02	0.2
26	ペルメトリン	キウイ	0.10	10.0
27	ペンディメタリン	オレンジ	0.01	0.03
28	ボスカリド	はくさい	0.01	5
29	マラチオン	ピーマン	0.01	0.5
30	ミクロブタニル	いちご	0.03	0.8
		伊予柑	0.17	5
31	メチダチオン	デコポン	0.07	5
		温州みかん	0.08	5
32	メトキシフェノシド	グレープフルーツ	0.02	3

【表18】果実類の防ばい剤検査結果

		検査結果			
品名	生産地または 出荷地	検出防ばい剤			収去月
	H 14.25	防ばい剤	検出値(g/kg)	基準(g/kg)	
		イマザリル	0.0020	0.0050以下	
グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.0017	0.010以下	11
		ピリメタニル	0.0030	0.010以下	
		アゾキシストロビン	0.0014	0.010以下	
レモン	チリ	イマザリル	0.0010	0.0050以下	11
		フルジオキソニル	0.0015	0.010以下	
		イマザリル	0.0014	0.0050以下	
オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	0.0030	0.010以下	
<i>4000</i>	オーストラップ	フルジオキソニル	0.00030	0.010以下	11
		ピリメタニル	0.0020	0.010以下	
バナナ	フィリピン	検出なし	-	-	11

[※]検査項目はイマザリル、オルトフェニルフェノール及び同ナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾール、フルジオキソニル、ピリメタニル、プロピコナゾール。レモンについては健康科学研究所においてアゾキシストロビンを追加で検査しています。

※本検査法における定量下限一覧

(単位はg/kg)

防ばい剤名	イマザリル	オルトフェニルフェノール 及び同ナトリウム	ジフェニル	チアベンダゾール	フルジオキソニル・ピリメタニル プロピコナゾール・アゾキシストロビン
定量下限	0.0002	0.001	0.002	バナナ:0.0004 柑橘類:0.001	0.00001

[参考] 防ばい剤の使用基準 (単位は g/kg)

	イマザリル	オルトフェニルフェノール	ジフェニル	チアベンダゾール	フルジオキソニル ピリメタニル アゾキシストロビン	プロピコナゾール
バナナ(全体)	0.0020以下	_	_	0.0030以下	_	-
バナナ(果肉)	_	_	_	0.0004以下	_	-
グレープフルーツ						
レモン	0.0050以下	0.010以下	0.070未満	0.010以下	0.010以下	0.008以下
みかんを除く かんきつ類						
みかん	_	0.010以下	0.070未満	0.010以下	_	_

【表19】「食品衛生の日」実施結果

	実施日		= 7	監	視対象施設	数
	本場	東部	テーマ	本場	東部	合計
第1回	4月13日	4月14日	令和4年度検査結果 貝毒	49	34	83
第2回	6月15日	6月20日	食中毒予防	49	34	83
第3回	8月8日	8月18日	アニサキスの食中毒予防	49	33	82
第4回	10月19日	10月20日	ふぐの食中毒	49	35	84
第5回	12月14日	12月12日	ノロウイルスの消毒	49	35	84
第6回	2月22日	2月27日	ノロウイルスの不顕性感染	47	37	84